

Q1 4月または5月の途中で組合員になりましたが、定時決定はどのように算定しますか？

A1 月の途中で組合員となったときは、組合員となった月を除いて算定します。
 4月の途中で組合員となったときの標準報酬 = (5月の報酬 + 6月の報酬) ÷ 2カ月
 5月の途中で組合員となったときの標準報酬 = 6月の報酬

Q2 育児休業中で、4月から6月までの報酬が支払われません。定時決定はどうなりますか？

A2 休業や休職（育児休業、病気休職、配偶者同行休業等）により、4月から6月までの報酬がすべて支払われない場合や、高齢者部分休業等により、4月から6月までの各月とも支払基礎日数が17日未満である場合は、従前の標準報酬（その方の既に決定している標準報酬）により決定します。

Q3 病気休職中で、4月から6月までの報酬が8割支給となっています。定時決定はどうなりますか？

A3 休職等（病気休職、研究休職等）により、4月から6月までのすべての月に減額された給料を受けた場合は、従前の標準報酬により決定します。

Q4 定時決定の算定基礎月である4月から6月までは、例年業務量が多く、他の期間に比べて報酬の額が多くなっています。この場合であっても、4月から6月までの報酬により標準報酬を決定することになりますか？

A4 業務の性質上、4月から6月までが繁忙期にあたり、通常の定時決定では著しく不当となる場合は、申立てにより、前年7月から当年6月までの報酬の月平均額報酬額（年間報酬の平均）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・ 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬に、2等級以上の差があること。
- ・ 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ・ 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長(部署長)の申立て及び組合員本人の同意があること。

詳細については、例年7月に各所属へ配布している通知文「標準報酬月額の変動決定及び保険者算定について」をご覧ください。

HP → 「お知らせ」及び「組合員専用ページ ログイン」

